

（仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）に対するパブリックコメント実施結果について

1. 実施概要

件名	（仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）について
公募期間	令和6年10月4日（金）から令和6年11月5日（火）まで
公表資料等	（仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案） （仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）逐条解説
資料の閲覧場所	・市ホームページ ・市役所民生部市民課（魚津市釈迦堂一丁目10番1号）
周知方法	市ホームページ
意見を提出できる方	・本市に在住・在勤の方 ・市内に事務所・事業所を有する個人、法人、団体 ・「（仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）」に利害関係を有する個人、法人、団体
意見公募方法	所定の応募用紙に氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、郵送、FAX、持参、電子メールの方法で市民課に提出

2. 実施結果

意見提出人数	1名
意見件数	1件
意見提出方法	電子メール
条例案に反映した意見	0件

3. 「（仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）」に関するパブリックコメント

No	ご意見の概要	ご意見に関する市の考え方
1	面談中・家庭訪問中における不測の事態を考慮し、防犯カメラ等の活用等、職員の安心安全の担保が必要ではないか。 第17条に含まれるかと思うが、職員の『負担・ストレス』にならないように『被害者等支援運用条例』として施行してはどうか。	市では、警察等関係機関との連携の下、犯罪被害者等支援が円滑に実施されるよう、支援体制の整備を行う予定です。 面談等に際しては、犯罪被害者の方及び職員双方の安全確保に十分配慮し、安心して支援を行うことができる環境整備に努めて参りたいと考えています。